

2) 貸付制度

秋田県工業団地管理及び処分要綱(旧秋田県企業局工業団地事業用借地権に基づく貸付制度取扱要領)により、工業団地に10年以上20年以下の期間(再契約可)につき、事業用借地権を設定して賃貸借契約を締結することが出来る。

③未収金の状況

平成18年度末の未収金は、3件で合計38,196千円であり、団地分譲制度による未収金である。このうち1件36,465千円は売買契約の解除による違約金、他の2件計1,730千円は売買契約及び事業用地借地権財産貸付収入に係る未収金である。県は、財産貸付収入のうち1件1,426千円には現在工場建設中であるため一時的に資金繰りが悪く未収となっていると判断し、納入義務者より支払計画書の提出を受けたうえで、用地の貸付を継続している。

(2) 監査の結果

①県財務規則384条による相殺適状の必要性

未収金の中には土地の売買契約を締結し代金が完納された後、指定期間満了の日までに契約違反があったため、当該売買契約が解除され、同時に違約金が発生し、当該違約金が未収となった事例がある。県は、違約金の調定後に売買代金の全額を譲受企業に返済し、違約金と売買代金の相殺しなかったため、違約金が滞納状態となったものである。

県財務規則384条によると、民法505条により、同一の納入義務者について相殺可能な債権と債務があるときは、納入義務者に通知したうえ、当該債権と債務を相殺しなければならないとしている。これによれば、当該ケースは違約金と売買代金が相殺され未収金の発生を回避できたものと考えられる。このような同一相手方に対する債権・債務は、県財務規則384条により代金の相殺が必要であることを徹底する必要がある。

(参考)相殺適状

【秋田県財務規則384条】

納入通知者は、その所掌に係る債権について民法第505条の規定による相殺適状の県の債務があることを知ったときは、直ちに当該債権に係る納入義務者に相殺する旨を通知するとともに、当該債務に係る支出命令者に相殺又は充当すべきことを、相殺通知書をもって通知しなければならない。

【民法505条】

二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、その対当額について相殺によってその債務を免れることができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

（3）監査の意見

① 売買契約の合意解除による違約金の発生回避の検討

売買契約の日から2年以内(指定期日)に必要な工事を完了し、事業の用途に供する必要がある売買契約において、指定期日までに用途に供することが出来なかったため違約金が発生し、当該違約金が未収金となっている事案がある。当該事案では契約締結後、指定期日までの間に他企業からの同用地の土地需要があった。このため、指定期日より前に売買契約の合意解除を行ってれば、契約違反とはならず違約金は発生しなかった可能性がある。

県は、契約締結後も譲受企業の売買契約条件の遵守状況を定期的にモニタリングする必要がある。そのうえで譲受企業の財政状態の悪化等により、指定期日までに事業の用途に供することが出来ず、違約金が発生する可能性がある場合には、合意解除の可能性を検討し、違約金の発生を未然に防止する必要がある。またこのような防止策の方針を契約書に盛り込む等、文書化する必要がある。

② 土地売買時の貸付料の清算とモニタリングの必要性

土地売買において、土地売買契約を締結する以前、2ヶ月にわたり貸し付けし、土地売買代金については納入されたが、貸付料の精算が行われないうまま、その2週間後に納入義務者が自己破産を申し立て、未収金となった事例がある。

土地の賃貸借から売買への移行に当たっては、納入義務者に対し、貸付料の未納を解消してから売買代金を納入させる必要がある。

また、この工業団地分譲制度は県の長期的な経済発展のための制度であるため、売買代金納入後2週間で自己破産する企業に土地を譲渡することは制度趣旨に合致していない結果となる。使用貸借期間中又は同期間満了にあたり、当初の制度趣旨に見合った土地の分譲であることを確かめるため、譲受企業がその後も同用地で事業を継続するだけの能力及び意思があることを確認する必要がある。

5 港湾施設使用料に対する未収金

（1）概要

①制度の趣旨

港湾施設使用料は、県内の港湾施設の維持管理のため、港湾施設用地の利用申請者に対して使用許可を与え、1㎡あたり440円の年間使用料金を収受するものである。

根拠法令としては、秋田県港湾施設管理条例、同施行規則等である。

②未収金の状況

県は港湾施設用地に関し、一時使用を含めて平成18年度は年間426件95百万円の使用許可を行っている。秋田港湾事務所は、納入義務者に対し長年港湾施設用地の使用を許可していたが、平成16年度分の使用料が未収金となっている。

平成18年度末の未収金は1件1,640千円である。現在、債務弁済契約公正証書により毎月5万円を分割納付中である。

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①納入義務者の信用状態のモニタリングの必要性

当該滞留事案は、納入義務者の業績の悪化による港湾施設用地使用料の滞留であるが、業績が悪くなる経緯について、担当課である秋田港湾事務所では事前に十分な把握をしていない。長期・一定金額以上の使用許可につき、許可更新時に定期的に納入義務者の財政状況等のモニタリングを行うことが望ましい。

しかし、一定条件を満たした全ての納入義務者から財務書類を入手して詳細なモニタリングを行うことが効率的でないこともある。この場合は以下のような簡易チェックの結果を総合的に行うことも考えられる。

- 施設内の巡回等による認識可能な稼働状況
- 過去一定期間内に発生した一時的な滞納や分割納入の有無
- 施設の他の使用者業者又は業務を通じて入手しうる情報・風評

そのうえで、長期未収となる可能性のある納入義務者に対しては、前払による月次更新契約を導入して使用料の前払を徹底することにより、時の経過と共に未収金が累積的に増加することを防止することができる。

また、一定期間を定め、当該期間を超えて使用料を滞納した場合は施設の使用の許可を取り消す等のルールを導入も検討する必要がある。

6 母子寡婦福祉資金貸付金に対する未収金

（1）概要

①制度の趣旨

1）目的

母子家庭及び寡婦の経済的自立や生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進させることを貸付事業の目的としている。

2）根拠法令等

- ・母子及び寡婦福祉法
- ・母子及び寡婦福祉法施行令
- ・母子及び寡婦福祉法施行規則
- ・秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則
- ・母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要領
- ・秋田県母子寡婦福祉資金貸付の手引き
- ・母子寡婦福祉資金貸付・償還指導員設置要綱
- ・母子寡婦福祉資金貸付・償還指導員服務要領

3）会計及び財源

「母子及び寡婦福祉法」第36条に基づき、「母子寡婦福祉資金特別会計」が設置されている。母子寡婦福祉資金貸付金事業は、国と県との共同事業であり、国庫借入金との額と県の一般会計からの繰入金との割合は、昭和43年度以降、国が3分の2、県が3分の1となっている。

4）国の施策との関係

「母子家庭及び寡婦等の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（平成15年厚生労働省告示第102号）において、従来行われていた児童扶養手当の給付を中心とした施策を根本的に見直し、「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いて、「経済的支援」、「養育費の確保の促進」、「子育て・生活支援」、「就業支援」を総合的に展開するとしている。

平成14年11月に「母子及び寡婦福祉法」が改正され、平成15年4月から施行されているが、県は改正された「母子及び寡婦福祉法」第12条に従い、平成17年度から平成21年度までの期間に係る「母子家庭及び寡婦自立促進計画」（以下、「自立促進計画」という。）を策定している。この「自立促進計画」は、「あきた21総合計画」及び「秋田県次世代育成支援行動計画」の個別計画としての性格を有している。県は「自立促進計画」で5つの基本目標を設定しているが、その中の1つに「経済的支援策の実施」を掲げ、「母子寡婦福祉資金貸付制度や児童扶養手当等についての情報提供を適切に行い、制度の活用を図る

とともに、適切な貸付・給付事務を実施する」としている。

5) 県の「第2期行政改革推進プログラム」との関係

県は、「第2期行政改革推進プログラム」(推進期間:平成14年度～平成16年度)の「I 地方分権を先取りした行政システムの構築」の「3 広域行政の推進」の中で、市町村への事務・権限の委任を掲げている。

県は、平成15年4月に「母子及び寡婦福祉法」に係る窓口業務(貸付申請の受理、調査、県福祉事務所への進達等)を関係する12市(中核市を除く)の福祉事務所へ委任した。

②貸付金の種類

表31 母子寡婦福祉資金貸付金の種類（概要） (平成19年4月1日現在)

資金の種類	貸付対象者	貸付内容
事業開始資金	・母子家庭の母 ・母子福祉団体 ・寡婦	事業を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入資金
事業継続資金	・母子家庭の母 ・母子福祉団体 ・寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金
修学資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父母のいない児童 ・寡婦が扶養する子	高校・大学等に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金
技能習得資金	・母子家庭の母 ・寡婦	知識や技能を修得するために必要な授業料、材料等の資金
修業資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父母のいない児童 ・寡婦が扶養する子	事業開始又は就職するために必要な知識技能を修得するのに必要な資金
就職支度資金	・母子家庭の母又は児童 ・父母のいない児童 ・寡婦	就職するために直接必要な被服、履物、自動車等を購入する資金
医療介護資金	・母子家庭の母又は児童 ・寡婦	医療・介護保険の保険料自己負担分及び通院に要する交通費等に必要な資金
生活資金	・母子家庭の母 ・寡婦	知識技能を習得している間、医療・介護を受けている間、又は母子家庭になって間もない(7年未満)母の生活を安定・継続する間又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活費補給資金
住宅資金	・母子家庭の母 ・寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金
転宅資金	・母子家庭の母 ・寡婦	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金
就学支度資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父母のいない児童 ・寡婦が扶養する子	就学・修業するために必要な被服等の購入に必要な資金 (小・中学校については、経済的に困窮する場合のみ)
結婚資金	・母子家庭の母 ・寡婦	配偶者のいない女子の扶養する児童が、結婚するために必要な挙式披露宴の経費及び家具・什器を購入する資金
特例児童扶養資金	・母子家庭の母	平成14年7月に児童扶養手当を受給していた者で、8月以降も引き続き受給する者について、8月以降手当の額が減額となる者に貸付する資金

出所：秋田県庁内部資料

貸付金には、表31の13種類がある。貸付限度額、償還開始までの据置期間、償還期間、利率(無利子～年3%)等については、「母子及び寡婦福祉法施行令」に定められている。

③未収金の状況

未収金（未納額）は下表のように推移している。平成11年度当時、県は全国でトップクラスの償還率にランクされていたが、最近の償還率は年々低下している。

表32 償還状況の推移 (千円、%)

		現年度				過年度			
		調定額	収入額	未納額	償還率	調定額	収入額	未納額	償還率
母子福祉資金	11	82,601	80,439	2,162	97.4%	7,961	1,466	6,495	18.4%
	12	95,926	90,279	5,647	94.1%	9,015	1,927	7,088	21.4%
	13	111,225	101,898	9,327	91.6%	11,689	3,713	7,976	31.8%
	14	116,021	104,305	11,716	89.9%	14,828	3,989	10,839	26.9%
	15	116,123	102,630	13,493	88.4%	22,554	4,908	17,646	21.8%
	16	125,767	110,245	15,522	87.7%	31,139	7,826	23,313	25.1%
	17	127,321	109,821	17,500	86.2%	38,835	7,633	31,202	19.7%
	18	128,085	108,021	20,064	84.3%	48,701	8,005	40,696	16.5%
寡婦福祉資金	11	13,165	13,059	106	99.2%	2,351	576	1,775	24.5%
	12	10,191	9,206	985	90.3%	1,882	444	1,438	23.6%
	13	10,806	9,757	1,049	90.3%	1,835	342	1,493	18.6%
	14	10,080	9,653	427	95.8%	2,249	452	1,797	20.1%
	15	10,082	9,491	591	94.1%	2,223	234	1,989	10.5%
	16	8,385	7,755	630	92.5%	2,579	227	2,352	8.8%
	17	5,935	5,271	664	88.8%	2,982	220	2,762	7.3%
	18	8,132	7,258	874	89.2%	3,425	215	3,210	6.3%
合計	11	95,766	93,498	2,268	97.6%	10,312	2,042	8,270	19.8%
	12	106,117	99,485	6,632	93.8%	10,897	2,371	8,526	21.8%
	13	122,031	111,655	10,376	91.5%	13,524	4,055	9,469	30.0%
	14	126,101	113,958	12,143	90.4%	17,077	4,441	12,636	26.0%
	15	126,205	112,121	14,084	88.8%	24,777	5,142	19,635	20.8%
	16	134,152	118,000	16,152	88.0%	33,718	8,053	25,665	23.9%
	17	133,256	115,092	18,164	86.4%	41,817	7,853	33,964	18.8%
	18	136,217	115,279	20,938	84.6%	52,126	8,220	43,906	15.8%

出所：秋田県庁内部資料

（2）監査の結果

①債権回収方法についての検討の必要性

現状、債権回収の現場においては、以下のような事例が見られる。

- 現金取扱員以外の者による現金の預かり納付
 県の公金納付が可能な金融機関が借入者の近隣にない場合、母子自立支援員や母子寡婦福祉資金貸付・償還指導員（以下、「貸付・償還指導員」という。）が借入者から償還金を預かり、一旦、県の福祉事務所の金庫に保管し、翌日以降、銀行営業時間に振り込みを行っている事例がある。現金を預かった場合、名刺の裏側に預かった金額等を記載し、預かり証の代わりとしている。
- 時間外での自家用車による借入者訪問
 夜間、自家用車を使用して借入者宅を訪問し、償還指導等を行っている事例がある。借入者を訪問するためには定時時間内では対応しきれないため、このような事例が生じる原因となっているが、時間外手当、ガソリン代等の精算は行われていない。

母子自立支援員や貸付・償還指導員は現金取扱員ではないため、訪問時に現金を受領することはできない。また、夜間に金庫へ保管する場合、鍵の取扱いの問題もある。コンプライアンスの観点から見直しが必要である。

分割納付している債務者の場合、返済額よりも公金取扱金融機関までの交通費が高くつくケースがある。また、公金取扱金融機関以外の金融機関を使用した場合、振込手数料の負担額が相対的に重くなる場合もある。解決策として、現金取扱員による回収、銀行口座からの自動引落、郵便局収納など、多様な収納方法について検討すべきと考えられる。

仕事をしている借入者を訪問する場合など、県の定時時間外に訪問した方が効率的に借入者と接触できる場合もあるため、夜間の訪問には効率性の観点から合理性も認められる。しかしながら、自家用車を使用して回収する場合には交通費の精算、時間外手当の支給、事故が起こった場合の対応等、付随する問題点もあるため、今後の方針について検討が必要である。

②違約金の免除方針の統一的取扱い

「母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」（平成13年9月改正）では、以下のように規定している。

第5 償還困難者及び滞納者に対する措置等

2 違約金の免除

(1) 県福祉事務局長は、借主より「母子及び寡婦福祉法施行令」第17条但し書

きの規定に基づき、母子福祉資金(寡婦福祉資金)違約金支払い免除申請書(規則様式第25条)の提出を受けたときは、速やかに内容を調査し、意見書を添えて知事あて副申するものとする。

なお、「母子及び寡婦福祉法施行令」第17条但し書きに規定する「その他やむを得ない理由」とは、次のいずれかに該当する場合であること。

- ア 借主又は借主と生計を同一にする家族の疾病又は負傷により生活困難なとき
- イ 借主が失業又は極度の事業不振により生活困難なとき
- ウ その他納入期限まで納入することができなかつたと認められるとき

現状、災害や諸事情により「やむをえない」と認められる場合を除き、違約金を徴収する取扱いとしている。「母子福祉資金(寡婦福祉資金)違約金の支払免除について(申請)」(以下、「違約金の支払免除申請」という。)が提出された場合、債務者の状況を勘案の上、免除の可否を決定することになるが、「やむをえない」理由の運用上の扱いが、福祉事務所により異なっていた。

一方、県健康福祉部子育て支援課で作成した「秋田県母子寡婦福祉資金貸付の手引き」(平成19年6月版)では、以下のように規定し、原則として徴収免除を行わない方針を打ち出している。

4 償還事務

(3) 違約金

災害その他やむを得ない理由のため支払いが遅れた場合、違約金の徴収を免除することができるが、この場合、支払期日の到来前に支払猶予手続きをとっておけば、違約金の発生自体を回避できるのであるから、違約金の徴収免除は、災害等の発生と支払期日が近接していて支払猶予手続きを取る時間的余裕がなかった場合に限られる。

以下、省略

平成20年1月現在、「母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」(平成13年9月改正)は廃止されていない。この要領には違約金を免除する基準が明記されていないため、「違約金の支払免除申請」に記載する「支払の遅れる理由」を柔軟に認める余地が残されている。

現状、遅れて元利が入金され、その後調定された違約金の額のほとんどについて、3月末に「違約金の支払免除申請」が知事宛に提出され承認されている。また、滞納者については元利が納入されるまで違約金の額が調定されないため、「違約金の支払免除申請」も提出されることはない。

参考までに、平成19年3月末現在で下記の仮定計算により違約金額を算出し、

集計すると、表33のようになる。

- 期中調定分の違約金額
期中に調定された違約金で、3月末に「違約金の支払免除申請」が提出・承認されていないもの(167,000円)。
- 滞納者に係る違約金額
元利の入金がないため、決算上は違約金の調定は行われていないが、3月末に元利が全額入金されたものと仮定して違約金額を算出。
- 「違約金の支払免除申請」により支払免除承認された違約金額
元利が遅れて入金され違約金が調定されたが、「違約金の支払免除申請」が提出され、承認されたもの。

以上を合算すると、平成19年3月末現在の違約金の額は20,366,800円となる。「特別会計歳入未納繰越決算内訳表」には、167,000円のみが計上されている。

表33 違約金の額

(単位:円)

部 局		平成19年3月末現在の違約金		
		期中 調定分	滞納者及び 免除承認分	合計
北秋田地域振興局	大館福祉環境部	113,600	1,941,700	2,055,300
山本地域振興局	山本福祉環境部	41,700	151,700	193,400
秋田地域振興局	秋田福祉環境部	11,700	8,058,400	8,070,100
平鹿地域振興局	平鹿福祉環境部	0	10,048,000	10,048,000
合 計		167,000	20,199,800	20,366,800

出所:秋田県内部資料

今後、従来からの借入人への説明、支払猶予手続きなど、実務対応について県としての方針を検討する必要がある。

③違約金の調定

1) 大館福祉環境部

事務処理の都合上、元金の収入後、3ヶ月程度をまとめて違約金の調定を行っている。具体的には、以下のような調定スケジュールとなっている。

4月～6月収納 ⇒ 7月上旬調定

7月～9月収納 ⇒ 10月上旬調定

10月～12月収納 ⇒ 1月上旬調定

翌年1月～3月収納 ⇒ 4月上旬調定

「母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」の「第4 償還事務」の「5 違約金の徴収」は、「違約金を徴収するときは、原則として、前月分までの償還

金に対するものについて当月分の元利金を調定する際に併せて調定するものとす。」と定めており、現状、この規定に違反している。

違約金の支払猶予手続きを調定のタイミングまでに行うなど、実務対応について県としての方針を検討する必要がある。

また、元金と利子を別々に調定しており、納付書も別々に送付されている。そのため、債務者からの納入も元利一体として入金されないケースが生じている。このことが違約金算定上のネックとなっていると大館福祉環境部は考えており、現在、利子に対する違約金の調定は行われていない。

「母子及び寡婦福祉法施行令」第17条は、「延滞元利金額につき、年10.75%の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。」と規定しており、元金と利子を一体として違約金を計算していないことが、そもそもの問題である。

違約金の免除方針も含め、県として方針を検討する必要がある。

2) 秋田福祉環境部

旧秋田福祉事務所と旧由利福祉事務所とが統合されて、平成18年度に現在の中央福祉事務所となっている。

平成17年度における違約金(元利)に関して、旧秋田福祉事務所は「免除申請書」が提出された場合、債務者の状況を勘案のうえ、必要と認められるケースについては子育て支援課に副申請していた。

旧由利福祉事務所は「免除申請書」が提出された場合、全てを免除が必要なものとして子育て支援課に副申請していた。

統合後の中央福祉事務所は、平成18年度の違約金の調定を行っていない。また、平成19年度における違約金の調定について、年度内に1回調定予定としている。

「母子及び寡婦福祉法施行令」第17条は、「延滞元利金額につき、年10.75%の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。」と定めており、現状、この規定に違反している。

県健康福祉部子育て支援課で作成した「秋田県母子寡婦福祉資金貸付の手引き」(平成19年6月版)によれば、「災害その他やむを得ない理由のため支払いが遅れた場合、違約金の徴収を免除することができるが、この場合、支払期日の到来前に支払猶予手続きをとっておけば、違約金の発生自体を回避できるのであるから、違約金の徴収免除は、災害等の発生と支払期日が近接していて支払猶予手続きを取る時間的余裕がなかった場合に限られる。」とし、原則として徴収免除を行わない方針を打ち出している。

今後、従来からの借入人への説明、支払猶予手続きを含め、実務対応について県としての方針を検討する必要がある。